

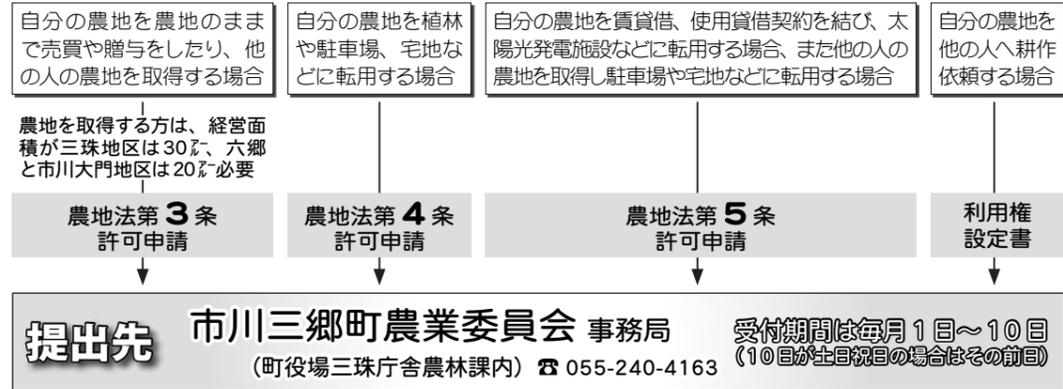
## 無許可での農地転用は違法行為です

農地は大切な食料の供給基盤です。一度農地以外に転用すると元に戻すことはとても難しく、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

農地法の許可を受けず、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり厳しい罰則があります。

農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会にご相談下さい。

### ■農地転用申請の種類



農業委員会だより

農地を  
転用するには  
農地法の許可  
が必要ですよ

**地目変更手続きをお忘れなく!**

農地法の転用許可を得て、目的どおり転用を完了しましたら、農業委員会の証明を受け法務局で地目変更の登記をしましょう。

### 平成29年度 農業臨時賃金等標準額表

農作業名称	市川三郷町全区 10a当たり
耕 運	9,500円
代 か き	9,500円
機械田植	10,000円
バインダー (結束紐含む)	12,000円
ハーベスター (脱穀)	11,000円
コンバイン (乾燥運搬含)	31,000円
一般農作業	8,500円
一般農作業 (1時間当たり)	850円
農休日	7月1日(土)、2日(日)

・各作業に酬いはなし。  
・本表は標準額です、相談のうえ作業の難易や圃場の条件などで金額を決定して下さい。

## 農業者年金に加入しましょう

～農業者の方なら広く加入できます～

- 「積立方式」の長期的に安定した年金制度
  - 農業に従事する人が広く加入
  - 意欲ある担い手に保険料を助成
  - 80歳まで保証がついた終身年金
  - 保険料が自由に選択できる(月額2万円が基本)
- 【問い合わせ】JA西八代営農経済部 ☎ 055(230)3056 または、町農業委員会 ☎ 055(240)4163

### 農地の賃貸借料情報提供比較一覧表

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田	11,813円	39,319円	5,593円
普通畑	7,315円	17,513円	666円
樹園地	9,969円	20,746円	4,821円
モモ	4,821円	4,821円	4,821円
ブドウ	-円	-円	-円
キウイ	10,000円	10,000円	10,000円
その他	20,746円	20,746円	20,746円

【情報収集期間】平成28年1月～12月

いまさら聞けない...

市川大門？ 三郷？  
市川大門として？なえだ？  
いちかわみさと  
三珠？  
-Vol. 01-



# 市川大門は2つに分かれていた

辺)にあったようです。当時、平塩は水の便が悪く、この地から芦川の寄り洲(現在のJR身延線芦川鉄橋西側周辺)に移った集落を「大門」(古名で「市川新所」と呼んでいたようです。なぜここを「大門」と呼んだのかは記録にあ

■市川大門  
「市川」の地名の由来は諸説あります。「亘老物語」では、芦川が甲斐国の第一清流であることから「市川」と名付けられたと記されています。また「甲斐国志」では、市川姓の者が居住したことによると記されています。

では、なぜ市川大門と呼ばれるようになったのか？古くは「市川」と「大門」は分かれていたようです。市川は古名で「市川本所」と呼ばれ、その集落は、平塩の岡にあった平塩寺周辺(現在の正ノ木稲荷社周



▲当時の平塩寺付近(現在の正ノ木稲荷社)



▲現在の表門神社

参考図書：市川大門町誌、甲州・市川のまちづくり読本、亘老物語、甲斐国志



### 募集します

あなたのどーして？なえだ？

今回の内容に対し、詳しく知っていることや市川三郷町でどーして？なえだ？と思うこと、なにこれ？なんでここに？と思う物、場所など募集します。例えば、神明の花火の「神明」って？など

ハガキまたはメールで、住所、氏名、ペンネーム、電話番号を書き  
〒409-3601 市川三郷町市川大門  
1790-3 市川三郷町役場  
総務課広聴広報係まで  
ims1790  
@town.ichikawamisato.  
yamanashi.jp



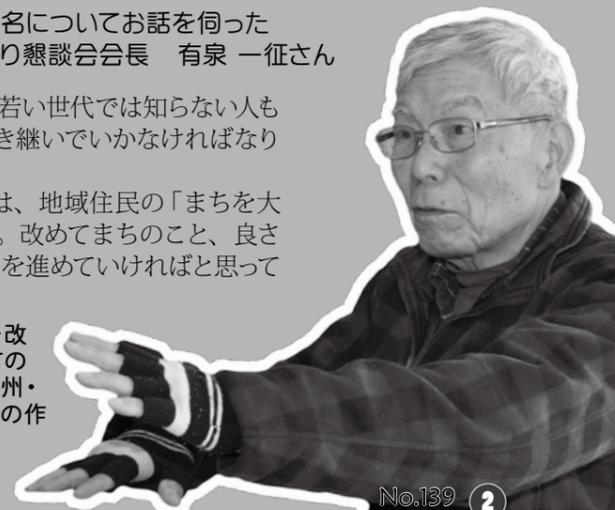
対応する携帯電話などで読みとると、本町のメールアドレスを表示します

今回「市川大門」の地名についてお話を伺った  
まちづくり懇談会会長 有泉 一征さん

町の地名や歴史は、若い世代では知らない人も多く、誰かが伝え、引き継いでいかなければなりません。

まちづくりの原動力は、地域住民の「まちを大切にしたい気持ち」です。改めてまちのこと、良さを知り、良いまちづくりを進めていければと思っています。

まちづくり懇談会は町を改めて知ってもらおうと町の歴史などを掲載した「甲州・市川のまちづくり読本」の作成なども行っています。



これまで  
**4月30日** ⇒ **5月31日**  
変更後納期限

納税通知書の発送時期



納期変更に伴い、納税通知書は4月30日頃の発送予定です。  
5月20日を過ぎても納税通知書が届かない場合は、役場税務課住民税係へご連絡下さい。

平成28年度軽自動車税納税証明書(継続検査用)について

平成28年度軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限は平成29年5月2日と記載されていますが、納期変更に伴い、車検の手続きに支障をきたす場合は、有効期限を平成29年5月31日(口座振替の場合6月15日)まで延長し、再発行します。お手数ですが役場税務課窓口または各支所住民サービス係まで車検証持参で申請して下さい。

賦課期日(軽自動車税の課税の基準日)



軽自動車税の賦課期日は従来どおり4月1日です。  
毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の所有者に対して軽自動車税が課税されます。

**軽自動車税の納期限が変わります**  
平成29年度から軽自動車税の納期限を5月31日に変更します。(これまでは4月30日)  
※納期限が土・日曜日(祝日)の時は、その翌営業日が納期限となります。

町税務課住民税係 ☎ 055-272-1104

**役に立つ場に**  
— 役場機構改革 —

**旧体制**  
■企画防災課  
・企画係  
・防災防犯係

**新体制**  
■企画課 ☎ 055-272-1103  
・企画係(企画防災課より)  
・ふるさと納税係(企画係を細分化)  
■防災課 ☎ 055-272-1175  
・防災防犯係(企画防災課より)  
■施設建設課 ☎ 055-272-1179  
・施設建設係  
(峡南北部新設高校建設に向けての新設)

町総務課庶務係 ☎ 055-272-1102

**防災課・施設建設課の新設**

町では平成29年4月1日より、高校再編に伴う施設建設の推進、災害に強い、安全で安心なまちづくりの推進、新たな行政課題への対応が可能な組織体制となるよう一部、課や係を再編整備します。

**お休みベンチ**

買い物弱者への支援を目的に山間地での移動販売所や商店街など20カ所にお休みベンチを設置しました。

買い物帰りに休んだり、近所の人としゃべったり、憩いの場所としてご利用下さい。ベンチには、学童保育の子どもたちが描いた絵をデザインしました。是非ご利用下さい。

**Welcafe (ウエルカフェ)**

ウエルシア薬局市川三郷店に地域の皆さまが自由に利用できる地域協働スペース「ウエルカフェ」が開設されました。

休憩の場、井戸端会議の場だけでなく、営利を目的としない地域貢献活動を行う団体が活動する「場」として是非ご利用下さい。

▶オープニングセレモニーでの講演会(2月14日)



狂犬病の死亡率は100%

**愛犬の「登録」と「予防注射」は飼い主の義務です**  
狂犬病予防注射日程のお知らせ

【問い合わせ・申し込み】生活環境課環境衛生係 ☎ 055-272-6092

■狂犬病予防注射日程

期 日	場 所	時 間
4/9 日	役場六郷庁舎前	8:30 ~ 9:10
	役場三珠庁舎前	9:45 ~ 10:35
	市川大門町民会館前	10:50 ~ 12:00
	旧楠南農協跡地	9:30 ~ 9:40
	細田公民館前	9:45 ~ 10:05
	鴨狩公民館前	10:15 ~ 10:30
4/18 火	宮原公民館前	10:40 ~ 11:05
	ニードスポーツセンター駐車場	11:15 ~ 11:30
	落居5・6区公民館前	11:35 ~ 11:45
	網倉公民館前	13:00 ~ 13:10
	岩下公民館前	13:20 ~ 13:25
	堀切公民館前	13:40 ~ 13:50
	近萩公民館前	14:00 ~ 14:05
	芦久保消防詰所	14:15 ~ 14:20
	入公民館前	14:25 ~ 14:35
	4/19 水	下九一色生活改善センター
下九一色中山橋		9:45 ~ 9:50
川浦小御崎神社前		10:05 ~ 10:15
町屋消防詰所前		10:25 ~ 10:35
道林ふれあいプラザ前		10:45 ~ 11:00
大塚町民体育館前		11:05 ~ 11:25
ふるさと交流センター前		13:00 ~ 13:10
上ノ原消防詰所前		13:15 ~ 13:25
御崎神社境内		13:40 ~ 13:50
上地区公民館前		13:55 ~ 14:10
中央駐車場		14:15 ~ 14:25
建設業協会市川支部駐車場		9:00 ~ 9:20
高田地区公民館前		9:30 ~ 10:00
宮本公民館前		10:10 ~ 10:25
4/21 金	峡南消防本部北部消防署前	10:35 ~ 10:50
大木集荷場前	11:00 ~ 11:10	
法師倉公民館前	11:15 ~ 11:20	
大同地区公民館前	13:00 ~ 13:10	
宮沢公民館前	13:15 ~ 13:20	
沖村リサイクルステーション前	13:25 ~ 13:30	
帯那公民館前	13:40 ~ 13:50	
山保地区公民館前	13:55 ~ 14:05	
藤田養蚕飼育所前	14:10 ~ 14:15	
四尾連公民館	14:25 ~ 14:35	

狂犬病は、哺乳類や鳥類などすべての恒温動物に感染しますが、特に犬の仲間が感染しやすいウイルス性の病気です。この病気の恐ろしさは、いったん発病すると現在の医学でも治療方法はなく、死亡率がほぼ100%に至ることです。  
**狂犬病予防法により生後91日以上の犬は、登録と年1回の予防接種を受けなければなりません。**  
今年度の予防接種と新規

登録を左日程表のとおり行います。既に登録している犬の飼い主に対しては、案内ハガキを送付します。予防接種の際には、必ずハガキを持参して下さい。  
登録しているのにハガキが届かない、または既に死亡しているのにハガキが届いたなどありましたら、ご連絡をお願いします。  
【注意事項】  
予防接種時の事故防止のため、飼い犬に次のような

症状がある場合は、担当獣医に申し出て下さい。  
▽食欲のない犬  
▽妊娠末期の犬  
▽病氣中の犬  
【料金内容】  
▽予防注射料2,950円  
▽注射済票交付手数料550円  
▽新規登録料3,000円  
【必要な場合の加算額】  
▽動物病院で接種した場合、注射済証を役場へ提出して下さい。

**大変!愛犬が迷子に…。そんな時は。**

迷い犬は役場で保護されている場合があります。飼い犬が行方不明になった場合は、町生活環境課環境衛生係までご連絡下さい。

**また鑑札や注射済票が首輪にある場合は、飼い主の名前が確認できますので必ず装着をお願いします。**



## 小学校新入生のいる世帯に子育て祝い金を支給します

子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いします。

【支給対象者】今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川

三郷町に住所を有している児童の保護者  
 【申請書】入学式に学校で配布します。町外の小学校へ入学の方には郵送します。  
 【支給額】入学する児童1人につき2万円  
 【申請期限】4月14日(金)

※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請して下さい。  
 【申請場所】▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課  
 【申請書類】子育て祝い金等支給申請書

## 多子世帯子育て応援金

安心して産み育てるための子育て支援策として、18歳以下の子どもが3人以上いる多子世帯に「多子世帯子育て応援金」を支給します。

申請書類などは、「子育て祝い金等支給申請書」と兼ねておりますので、改めて申請の必要はありません。  
 【支給額】第3子が小学校へ入学する

場合3万円、第4子以降は1人につき5万円を子育て祝い金に加算して支給します。

	子育て祝い金	多子世帯子育て応援金	合計
第1子	2万円	-	2万円
第2子	2万円	-	2万円
第3子	2万円	3万円	5万円
第4子以降	2万円	5万円	7万円 (1人につき)

【問い合わせ】いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

## 児童扶養手当額が変わります ～平成29年4月分から～

平成28年平均の全国消費者物価指数(対前年比変動率▲0.1%)が公表されました。その結果、平成29年度の児童扶養手当額については、0.1%の引き下げとなります。

また、平成29年4月から、第1子同様に第2子及び第3子以降の加算額にも物価スライドを導入することとなり、0.1%の引き下げとなります。

【手当額】  
 42,260円 (全部支給・月額)  
 昨年度までは42,360円  
 42,280円～9,980円 (一部支給・月額)  
 昨年度までは42,360円～9,980円



## 町内事業者から購入するはんこ購入費の一部を助成します

はんこは、町の伝統地場産業です。町では、このはんこを深く理解していただくことを目的に、町内事業者からはんこ購入に対し、購入費の一部を助成します。

【助成対象】▽町内に住所を有する方  
 △法人の登記のある事業所  
 ※この他にも対象の条件があります。

詳しくはお問い合わせ下さい。  
 【助成額】購入費の1/2以内(1万円限度、100円未満の端数切捨て)  
 ※はんこのケース代は、対象外です。

※購入前に事前申請が必要です。  
 ※助成は、年度内1回のみです。  
 【問い合わせ】町商工観光課商工係 ☎ 0555(240) 4157

## チャイルドシートのレンタル・購入費補助

町では町内にお住まいの方を対象に、チャイルドシートのレンタル及び購入費補助を実施しています。

■レンタルの場合  
 【対象】1歳未満児の保護者または、里帰りなどで一時的に1歳未満児と同居する祖父母など

【費用負担】なし  
 【貸出期間】満1歳の誕生日まで  
 【注意点】▽出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができます。申請時には、母子手帳・印鑑をお持ち下さい。

■購入費補助の場合  
 【対象】6歳未満児の保護者  
 【補助金額】▽1万円が上限(1万円以上の場合1万円補助)▽1万円未満の場合は実費補助(但し100円未満切捨て)  
 【注意点】▽出生前の購入でも補助対象となります。▽申請受付は、出生届受理後からとなります。申請時には印鑑・購入時の領収書・品質保証書が必要です。申請期限は購入した日から1年以内です。  
 【問い合わせ】町防災課防災犯係 ☎ 0555(272) 1175

## 住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。

【対象になる住宅】▽町内にある個人住宅▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの  
 【対象になるリフォーム】▽リフォーム

※町内業者によるリフォーム  
 ※町内業者Ⅱ町に小規模工事等契約希望者登録している業者  
 【注意】▽他の制度で町から助成を受けている場合や、過去に助成を受けて

いる場合この助成は、受けられません。  
 △予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。  
 【助成額】リフォームに要した費用の10%、10万円が上限(千円未満は切り捨て)

■工事着工前に必ず町まちづくり推進課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。  
 【問い合わせ】町まちづくり推進課住宅係 ☎ 0555(272) 1136

## 福祉タクシー券を交付します。対象者は申請を!

町では、障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。対象者は次のとおり受け付けますので、タクシー券の交付を希望される方は申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けている方」は対象にはなりません。

【対象者】▽身体障害者手帳1～2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽88歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない高齢者等(担当民生委員の証明により町が判定し交付します)

【申請に必要なもの】①はんこ ②手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳  
 【交付枚数】年間24枚(1カ月あたり2枚)  
 【受付期間】4月3日(月)～21日(金)  
 ※受付は年間をとおして行っていきますが、この期間に申請がない場合は

申請した翌月分からの枚数を支給します。  
 【申請場所】▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課  
 【問い合わせ】町福祉支援課福祉係 ☎ 0555(272) 1106